

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年7月1日（平成27年（行情）諮問第416号）

答申日：平成28年4月18日（平成28年度（行情）答申第3号）

事件名：「公文書等の管理に関する法律第8条第2項に基づく廃棄について（通知）」等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「公文書等の管理に関する法律第8条第2項に基づく廃棄について（通達）」現存するもの全て（原議書を含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条に基づく本件開示請求に対し、平成27年1月28日付け防官文第927号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）13条2項2号にあるとおり、「『相互に密接な関連を有する複数の行政文書』は一件の行政文書とみなす」のであるから、原処分第1項にある4件の行政文書を開示しなかった原処分は違法不当である。

##### （2）意見書

異議申立人から、平成27年9月2日付け（同月3日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「公文書等の管理に関する法律第8条第2項に基づく廃棄について（通達）」現存するもの全て（原議書を含む）」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙に掲げる4文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

文書1ないし文書4については、作成年度ごとに管理されているところ、

1 件分の開示請求手数料のみが納付されていたことから、開示請求者に補正を求めたところ、開示請求者がこれに応じなかったため、法9条2項の規定に基づき、平成27年1月28日付け防官文第927号により、形式不備による不開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

## 2 補正を求めた理由及び原処分に至った経緯

- (1) 本件対象文書は、それぞれの年度ごとに完結している行政文書であり、年度ごとに行政文書ファイルの登録及び管理を行っていることから、これら4文書に対する開示請求には、3件分の開示請求手数料が必要となることから、開示請求者からは、1件分の開示請求手数料のみが納付されていたため、開示請求者に対し、開示請求者の求める年度を指定するか、あるいは全ての年度を求めるものとして、不足する2年分の開示請求手数料の納付が必要とする旨を書面で通知した。
- (2) これに対し開示請求者は、相互に密接な関連を有する複数の行政文書は当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなすという規定があるので、年度ごとに請求しなければならない正当な理由はないと主張し、請求を分割しなければならない正当な理由を具体的に明示するよう申し立てた。
- (3) そのため、本件対象文書はそれぞれの年度ごとに完結しているため、公文書等の管理に関する法律5条の規定に基づき、年度ごとに行政文書ファイルの登録及び管理を行っており、法施行令13条2項にある「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」には該当しないことを書面で説明した。
- (4) これに対し、開示請求者からは補正には応じない旨の回答があったことから、致し方なく形式不備により原処分を行った。

## 3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「法施行令13条2項2号にあるとおり、『相互に密接な関連を有する複数の行政文書』は一件の行政文書とみなす」のであるから、原処分第1項にある4件の行政文書を開示しなかった原処分は違法不当である。」と主張するが、不開示とした理由及び根拠については、上記2のとおりであり、その旨原処分に係る開示決定通知書において異議申立人に対し、十分に示している。
- (2) また、異議申立人は、開示請求の補正に係る自らと処分庁とのやり取りにおいて、「正当な理由を具体的に明示することなく、「B1253」を「B1253①から③に分割し」、開示請求手数料を「300円」ではなく「900円」として負担を強いることは不当である」とか「直ちに、私が貴殿方に送付した全ての申立書に対し、正当な回答を具体的に書面で明示せよ。」などと主張するが、これらについては、上記2(3)のと

おり、処分庁は、開示請求者に対し、再三再四、具体的かつ丁寧に説明を行った上で補正を求めており、これに対し開示請求者が自らの主観・主張に基づく一方的な申立てを行うだけで、補正の求めに応じなかったことから原処分を行ったものであり、補正の求めに関する一連の手続を含め、原処分に何ら瑕疵は見当たらず、一方、異議申立人の主張には全く理由がないことから、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年7月1日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年9月3日 異議申立人から意見書を收受
- ④平成28年4月14日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「公文書等の管理に関する法律第8条第2項に基づく廃棄について（通達）」現存するもの全て（原議書を含む）」の開示を求めらるるものであり、処分庁は、本件開示請求には開示請求手数料の不足等の形式上の不備があるとして原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 本件開示請求に対する補正の求め等について

本件開示請求の補正に係る経過文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に提出を求めさせ、記載内容を確認させたところ、次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、平成27年1月6日付け文書により、本件開示請求に係る3年度分の行政文書を保有しているとして、それぞれの開示を請求する場合の請求文言を、以下のアないしウのとおり具体的に示すとともに、その全ての開示を請求する場合には、600円の開示請求手数料の追納が必要であることを伝え、単年度分の開示を請求する場合は当該年度を指定するよう依頼し、同月15日までに異議申立人の意向を回答するよう求めた。

ア 平成23・24年度 公文書等の管理に関する法律第8条第2項に基づく廃棄について（通知）（原議書を含む）

イ 平成25年度 公文書等の管理に関する法律第8条第2項に基づく廃棄について（通知）（原議書を含む）

ウ 平成26年度 公文書等の管理に関する法律第8条第2項に基づく廃棄について（通知）（原議書を含む）

- (2) これに対して異議申立人は、平成27年1月12日付け文書により、法施行令13条2項2号に「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」は「当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなす旨の規定があるにもかかわらず、処分庁が正当な理由を示すことなく、本件開示請求を3件分として開示請求手数料の追納を強いることは不当であるとして、処分庁に対し、正当な理由を具体的に書面で明示することなどを求めた。
- (3) これを受け、処分庁は、平成27年1月13日付け文書により、「公文書等の管理に関する法律第8条第2項に基づく廃棄について(通知)」は、年度ごとに完結しているため、年度ごとに行政文書ファイル登録及び管理を行っていることから、上記(1)のAないしウの文書は、相互に密接な関連を有する複数の行政文書には該当せず、これら全ての開示を請求する場合には、本件開示請求を3件の開示請求として補正することにつき、異議申立人の意向を回答するよう求めた。
- (4) これに対して異議申立人は、平成27年1月21日付け文書により、処分庁の求補正は、行政手続法33条の規定に違反したものであり不当である旨主張し、本件開示請求の補正には応じないとして、直ちに本件開示請求に対する開示決定等を行うよう求めたことから、処分庁は、同月28日、原処分を行った。

### 3 形式上の不備について

- (1) 処分庁は、本件開示請求の求補正に際して、「公文書等の管理に関する法律第8条第2項に基づく廃棄について(通知)」は、年度ごとに完結しているため、年度ごとに行政文書ファイル登録及び管理を行っており、年度ごとに1件の開示請求として取り扱うべきである旨説明している。
- しかしながら、上記2(1)のAないしウのとおり、平成23年度及び平成24年度分、平成25年度分並びに平成26年度分について、それぞれ1件の開示請求として取り扱うよう教示しており、平成23年度及び平成24年度分については、年度ごとに1件としてではなく、2年度分をまとめて1件の開示請求として取り扱うことができるかのようにも見受けられる。
- (2) この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記第3の1のとおり、「公文書等の管理に関する法律第8条第2項に基づく廃棄について(通知)」は、作成年度ごとに管理されており、文書1は平成24年度、文書2及び文書3は平成25年度、文書4は平成26年度にそれぞれ作成されていることから、求補正に際しては、文書1の開示請求について上記2(1)のA、文書2及び文書3の開示請求について同イ、文書4の開示請求について同ウのとおりそれぞれ補正するよう求めたものであるとのことであった。

そこで、諮問庁から文書1ないし文書4の提出を受け、当審査会にお

いて確認したところ、それぞれの文書の作成年度は、諮問庁の上記説明のとおりであることが認められた。

- (3) 以上を踏まえて検討すると、処分庁が、本件開示請求の求補正に際して、上記2(1)のAないしUのとおり、複数年度分を1件として管理しているかのように誤解されかねない教示を行ったことは適切さに欠ける面があることは否めないが、上記(2)のとおり、処分庁は、本件開示請求に係る行政文書として、作成年度ごとに管理している3年度分の4文書を保有しているものと認められるから、これらの文書の全てを「相互に密接な関連を有する」ものとして、1件の行政文書とみなすべきであるとはいえず、開示請求手数料については、作成年度ごとに1件として納付する必要があるものと解すべきであり、本件開示請求には開示請求手数料の不足という形式上の不備があるものと認められる。

#### 4 原処分の妥当性について

- (1) 上記2のとおり、処分庁は、本件開示請求を受け、異議申立人に対し、本件開示請求に係る行政文書の保有、管理の状況及びこれに基づく開示請求手数料の考え方等について説明するとともに、本件開示請求に必要な補正又は不足分の開示請求手数料の納付を求めたところ、異議申立人は、最終的に、処分庁による補正の提案を明示的に拒否し、直ちに開示決定等を行うよう求めていることに鑑みると、これ以上の求補正を行っても異議申立人がこれに応じる可能性は極めて低かったものと認められ、本件開示請求について処分庁が行った求補正の手続が不十分とはいえない。

なお、本件開示請求について異議申立人から納付された1件分の開示請求手数料について、いずれかの文書の請求に充当して開示決定等を行うことの可否を検討すると、本件においては、本件開示請求に該当する文書は、作成年度ごとに保有しており、異議申立人の意向が示されなければいずれに充当すべきであるか特定し得ないと認められることに鑑みると、納付済みの開示請求手数料をいずれにも充当せずに不開示決定を行ったことが不適切とはいえない。

- (2) したがって、本件開示請求には、開示請求手数料の不足という形式上の不備があると認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されなかったと認められるから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を行ったことは妥当である。

#### 5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### 6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、処分庁が、本件開示請求に形式上の不備があるとして

補正を求めたところ，異議申立人である開示請求者がその補正に応じなかったことにより，本件開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示とした決定は，妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

文書1 公文書等の管理に関する法律第8条第2項に基づく廃棄について  
（通知）（官文第8883号。24.6.29）

文書2 公文書等の管理に関する法律第8条第2項に基づく廃棄について  
（通知）（防官文第7131号。25.5.13）

文書3 公文書等の管理に関する法律第8条第2項の規定に基づく廃棄につ  
いて（通知）（防官文第12559号。25.9.17）

文書4 公文書等の管理に関する法律第8条第2項の規定に基づく廃棄につ  
いて（通知）（防官文第15091号。26.10.10）